

回 覧

令和6年4月1日

町内の皆様へ

大利根町自治会 会長 岡 正雄

大利根中央公園内のソフトテニスコート利用について（お知らせ）

（テニスコートの状況が良ければ、4月6日（土）から利用開始予定）

テニスコートの利用については、かねてから一部の町民からテニスコートの利用を要望する声が公民館へ寄せられておりましたが、この程、テニスコートの維持管理を担当している大利根ソフトテニスクラブと相談の上、別紙「大利根中央公園 テニスコート利用ルール」にてテニスコートの利用により町民にテニスを楽しんでいただくことといたしました。

つきましては、当面、半年・一年、利用状況を見ながら、利用料金や運用ルールの改定などを進め、良い形で町内の皆様がテニスコートをご利用できるようにしてまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願い致します。

なお、備品は、何時でも使えるようにするため、無施錠の保管場所での保管となりますのでそれなりのリスクもあることは承知しておりますが、町民の皆様には、テニスコートの適切利用の見守りやコート整備のボランティアへの応募をはじめ、多くのご意見をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

参考

テニスコートは、大利根中央公園にテニスコートが整備されて以来、大利根ソフトテニスクラブが独自に管理、運営しておりました。

大利根ソフトテニスクラブは、コートの整備（枯れ葉の除去、雑草の除去、業者に依頼した刈払い機による除草、土の補充・整地 など）をしており、それなりの費用もテニスクラブの会費により賄うなど、完璧にコート整備をしてまいりました。

このたび、大利根ソフトクラブの皆様にも、クラブが使用していない時間帯で町民が利用出来るようご理解をいただきました。

（今回、自治会で、ネット巻ハンドル、コート整地用ブラシを購入しました）

大利根中央公園 ソフトテニスコート利用ルール (2024/4/1)

大利根町自治会

1	場 所	前橋市大利根町一丁目29番地 大利根町中央公園内 東側 テニスコート 南面	利用後のコート整備は、確実にを行うことを厳守してください。
	利用可能コート	★ 南側のコート1面のみ利用できます。 町民が利用できるテニスコートは、南側のコート1面のみとします。 ネットは常時、張ったままにし、ネット巻ハンドルは支柱に備え付けておきます。	
2	利用可能期間	利用できる期間 原則として4月1日から12月までとします。(テニスコートの保全のため)	利用できない日 利用日が雨天又は以前の降雨等によりコートコンディションが不良の場合は、利用を禁止することがあります。 利用時間帯 連続して2枠までとする。
	利用可能日及び時間帯	利用可能日及び時間帯 * <u>平日</u> A 9:00~12:00 B 12:00~15:00 C 15:00~18:00 * <u>土・日・祝日</u> A 14:00~16:00 B 16:00~18:00	
3	利用申し込み方法	事前予約制 ・大利根町公民館に連絡(電話)し、予約する。(【必要事項】住所、氏名、連絡先電話番号) ★予約時間を30分経過しても利用開始しない場合は、キャンセルとし、他の方の利用を可能とします。 ★申込者(利用責任者)は、当面、大利根町住民及び、近隣中学生とします。	公民館受付時間 平日 9:00~12:00 13:00~15:00
4	利用手順	事前予約 ☎ 027-253-0949	
		利用当日 ① 利用申込書に必要事項を記入する。 ② <u>必ずテニスシューズを着用する。</u> ③ 整地用ブラシを借用する。 (ネット及びネット巻ハンドルはコートに設置しておきます) ④ 利用後、整地用ブラシでコートを整備し、ネットを若干緩めてください。 ⑤ 整地用ブラシを元の場所に戻すこと。 (いつでも利用できるようにするため、整地用ブラシは、施錠のない場所に保管しておきます)	
	その他	* <u>使用料金</u> は、当面、無料としますが、コートの利用状況等により、整備の経費がかさむようであれば、有料化について検討いたします。 * テニス愛好者として <u>マナー</u> は、 <u>遵守</u> してください。	